



そろばんでひらめく力を鍛えましょ♪

泉大津珠算協議会 TEL:23-1111



ご存知ですか？

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」

令和4年1月1日から、65歳以上の労働者を対象に「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が始まりました。

従来の雇用制度は、主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込み等の適用要件を満たす場合に適用されます。これに対し、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して、適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日

から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることのできる制度です。

事業主は、要件を満たす者から申出があった場合は、雇用保険の加入が必要となります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

- ①複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- ②2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ③2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

エコマーカー事業

※マイナンバーが記載された書類は受付できませんのでご了承ください。

その他廃棄物のことなら何でもご相談ください。

2月持込細断日

【日時】28日(月)
午後1時30分~2時

【場所】株式会社 車谷
泉大津市市内町10-22

☎0725-33-7178
(事前にご連絡ください)

出張細断も受け付けます!
(要相談)

中堅社員育成セミナー

中堅社員に求められる役割やコミュニケーション方法等について解説し、ペアワーク等により手法を体得していただきます。

日時 2月18日(金) 午後2時~4時

内容 ①中堅社員に求められる役割
②コミュニケーションの重要性
③コミュニケーションスキルの実践 など

定員 20社(先着)

参加費 無料

会場 高石商工会議所(高石市綾園2-6-10)

<問合せ>本所経営支援課 ☎23-1111

※新型コロナウイルス感染状況によりオンラインまたはハイブリッド形式で実施します。

ハローワークからのお知らせ

事業主及び労働者のみなさまへ
雇用調整助成金等については、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置(休業対象期間)が令和4年3月31日まで延長されました。詳しくは…「雇用調整助成金 コロナ特例措置」で **検索**

お問合せは、ハローワーク泉大津

電話 0725(32)5181 31#(平日8:30~17:15)

雇用調整助成金等コールセンター

0120-60-3999(9:00~21:00)



泉大津税務署からのお知らせ

申告書の作成・送信は、自宅で、国税庁ホームページから
まずは、「**確定申告書等作成コーナー**」へアクセス!

スマホ申告がおすすめです!

確定申告



【入力方法などの動画のご案内】 www.keisan.nta.go.jp



【e-Taxの使い方(操作方法)等】
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)
0570-01-5901

泉大津のお得な情報発信サイト

泉大津ドットコム プレミアムメンバー募集

あなたのお店はネット時代に乗り遅れていませんか?

泉大津の市民への情報発信にご活用ください!
泉大津の何でも情報サイト「泉大津ドットコム」に掲載されます!



1ヶ月約1,000円でお店をPRできます。

※初期設定料に別途10,200円(税込)が必要です。



詳しくは、泉大津ドットコムサイトを
ご覧ください。

経営専門相談会

経営・労務 2/8(火)・2/22(火)・3/8(火)
3/15(火)・3/22(火)

内容:創業、第2創業・経営全般など
相談員:中小企業診断士・社会保険労務士

金融 2/8(火)・3/8(火)

内容:設備投資、運転資金など
相談員:日本政策金融公庫担当者

法律 2/9(水)・3/9(水)

内容:諸契約のトラブル、債権回収
相談員:弁護士

税務 2/16(水)・3/16(水)

内容:相続、譲渡、所得税、申告、経理
相談員:税理士

特許 随時受付

内容:発明、意匠(デザイン)、商標(ブランド)著作権など
相談員:弁理士

相談を受けていただく方には、所定の相談申込書へのご記入をお願いすることがあります。相談時間は経営・労務は午前10時から午後4時迄。その他は午後1時30分から午後4時迄。相談を希望される方は、予め経営支援課までご予約ください。前日の午前10時迄予約可能。【申込・問合せ】本所経営支援課 ☎23-1111

経営の事なら無料で相談可能です

中小企業倒産防止共済

(経営セーフティ共済)

取引先の倒産・もしものときの資金調達、
しっかりサポートします! 掛金の増額・
減額・前納・掛止め・納付再開もOK!

【申込・問合せ】
本所業務課
TEL:23-1111